

「燃やすごみ」の名称変更及び指定袋の規格変更について

■ 目的

- ・ 分かりやすい名称を使用することにより市民の分別意識の向上を図り、適正な分別を促すことで燃やすごみに含まれていた資源が適正に排出されることが期待できることから、燃やすごみの減量化とともに、資源の適正排出による再資源化の推進を図る。
- ・ 植物由来（バイオマス由来）成分を配合した指定袋へ規格を変更することで、環境負荷を軽減しカーボンニュートラルの実現へつなげる。

■ 概要

- ・ 令和7年4月1日から、燃やすごみの名称を「燃やすしかないごみ（分別したけどこれ以上はリサイクルできないごみ）」へ変更する。
- ・ 燃やすごみ用の指定袋（白袋）は、植物由来（バイオマス由来）成分を25%以上配合した指定袋へ変更する。あわせて、3種類ある指定袋の厚さを30ミクロンから25ミクロンへ規格変更する。
- ・ 名称変更後においても従来の指定袋を使用することは可能で、新指定袋は、試作、耐久・強度試験などを経て、令和7年秋頃から順次市場に流通していくものと考えている。

■ その他

【上記事業を実施することにより見込まれる効果】

- ・ 名称を変更し市民の分別意識の向上を図ることにより、先行自治体では約5%の燃やすごみの削減実績があることから、同様に考えると本市においても燃やすごみを約980トン／年、焼却時に発生する二酸化炭素排出量を約147トン／年削減することが期待できる。
- ・ バイオマス由来成分含有率を25%以上配合することで約90トン／年の二酸化炭素排出量の削減が期待できる。

■ 問合先

ごみ政策課 0568-76-1187（直通）

